

報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

他の独立行政法人の継続雇用職員の給与の状況

医薬品医療機器総合機構

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本俸月額	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000
年収	3,214,068	3,685,968	4,407,529	4,780,950	5,044,233	5,530,535	6,386,330	7,033,200	8,057,250	9,527,526

国立病院機構

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
本俸月額	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400
年収	3,660,192	4,375,425	5,348,115	5,643,966	6,181,187	6,908,269

GPIF

(単位:円)

	1号職員	2号職員	3号職員	4号職員
本俸月額	230,700	280,300	316,500	348,800
年収	3,496,949	4,248,786	5,375,851	5,893,449

福祉医療機構

(単位:円)

勤労者退職金共済機構

(単位:円)

注1) 年収については、各法人の継続雇用に係る給与規程によりGPIFで推計したものである。

注2) 医薬品医療機器総合機構及び国立病院機構以外の法人の継続雇用に係る給与規程は、公表されていない。